

平成28年12月10日
有限会社JRTトレーディング
取締役カナハン・クレイトン
北海道虻田郡ニセコ町字東山24番地 3

チセヌプリスキー場における原状回復の資金証明書ですが、道有林との道有林野賃貸借変更契約書が同等の証明書になると思われるので、当該契約書をもちまして現状回復の資金証明とさせて頂きたいと思っております。

添付書類・・・道有林野賃貸借変更契約書（複写） 1通2枚

道有林野賃貸借変更契約書

北海道（以下「甲」という。）と有限会社JRTトレーディング（以下「乙」という。）と連帯保証人MMP Resources Japan 株式会社（以下「丙」という。）とは、平成28年4月1日付けで北海道と蘭越町が締結した道有林野賃貸借契約（以下「原契約」という。）に係る権利承継に基づく契約の変更について、次のとおり契約する。

1 原契約中

「蘭越町（以下「乙」という。）

を

「有限会社JRTトレーディング（以下「乙」という。）と連帯保証人MMP Resources Japan 株式会社（以下「丙」という。）

に改める。

2 原契約中

「（用途）

第2条 乙は、前条の道有林野（以下「貸付物件」という。）を町営チセヌプリスキー場敷地として使用しなければならない。

を

「（指定用途）

第2条 乙は、前条の道有林野（以下「貸付物件」という。）をスキー場敷地として使用し、この用途以外の目的に使用しないものとする。

に改める。

3 原契約第4条中

年 度	期 間	貸 付 料	備 考
平成 28 年度	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	661,629 円	

を

年 度	期 間	貸 付 料	備 考
平成 28 年度	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	707,913 円	貸付料の差額を月割日割計算して上乗せ差額「46,284円」

に改める。

4 原契約中

「（解除）

第18条 甲は、次の各号いずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体との他公共団体において貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 乙が貸付物件を第2条の用途に使用しないとき又はその用途に使用することをやめたとき
- (3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき
- (4) 乙がこの契約の解除を申し出たとき

（契約の解除）

第18条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体との他公共団体において貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が貸付物件を第2条の用途に使用しないとき又はその用途に使用することをやめたとき。